

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

造林臨時措置法施行細則を廃止する規則
山林事務所長事務委任に関する規則の一部改正

地方事務所長事務委任に関する規則を廃止する規則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正

◇訓令

山林事務所処務規程の一部改正

鳥取県地方事務所処務規程の廃止

◇告示

肥料の登録失効

港湾区域の定めのない港湾について

気腫を予防注射等の実施

炭を予防注射の実施

使用料、手数料の額の減額

自衛官第二次募集

◇選管告示

政党、協会その他の団体の選挙の際になされた収支報告書要旨

◇人委規則

職員の新任給。昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

◇公告

クリレニング師試験の実施

規則

造林臨時措置法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十三号

造林臨時措置法施行細則を廃止する規則

造林臨時措置法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十三号）は廃止する。

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十四号

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

山林事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条本文に次の但書を加える。

但し第十五号から第十九号までは中部、西部山林事務所長のみとする。

第二条中第十四号及び第十五号を削り「第十六号」を「第十四号」に改め、次の五号を加える。

十五 火薬二十五キログラム以内爆薬十五キログラム以内及びこれらに使用する雷管三百箇以内並びに導火線五百メートル以内の譲受許可に関すること。

（火薬類取締法一七）

十六 火薬二十五キログラム以内爆薬十五キログラム以内及びこれらに使用する雷管三百箇以内導火線五百メートル以内並びに煙火の消費に関すること。

（火薬類取締法二五）
十七 火薬類の運搬証明書の発行に関すること。

（火薬類取締法二〇）

十八 販売業者、消費者又は消費場所及び火薬庫保管場所の立入検査に関すること。

（火薬類取締法四三）

十九 火薬庫外の貯蔵所の確認及び許可証の発行に関すること。
（火薬類取締法施行細則九、一一）

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十一年五月一日から適用する。

地方事務所長事務委任等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十五号

地方事務所長事務委任等に関する規則を廃

止する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）は廃止する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十六号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表中

「
あゆ
（自二月一日）（自十月一日）
（至五月三十一日）（至十一月十日）
（至六月十四日）（引懸方言ぞろ）
」
を

「
あゆ
（自二月一日）（自十月一日）
（至五月二十五日）（至十一月十日）
（至六月十四日）（引懸方言ぞろ）
（至六月十四日）（より探捕するものに限る。）
」
に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もなお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第九号

山林事務所

山林事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条中「係長」を「主任」に改める。

第五条を次のように改める。
(事務分掌)

第五条 山林事務所各係の分掌事項の基準は、次のとおりとする。

林 政 係

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事。
- 三 職員的身分及び服務に関する事。
- 四 予算経理に関する事。
- 五 現金、有価証券、物品等の出納保管に関する事。
- 六 物品の購入、貸借及び修繕並びに処分に関する事。
- 七 未墾地の買収調整に関する事。
- 八 林業金融に関する事。
- 九 木材及び薪炭の生産に関する事。
- 十 特殊林産物に関する事。
- 十一 木炭検査に関する事。

十二 木材業者及び製材業者の登録に関する事。

十三 林業団体の指導に関する事。

十四 獵政に関する事。

十五 火薬類に関する事。(東部山林事務所は除く)

十六 事務所管理及び駐在所に関する事。

十七 所内事務所の総合調整に関する事。

十八 所内他係の所管に属しない事務に関する事。

林 業 係

- 一 森林計画に関する事。
- 二 林野の経営指導に関する事。
- 三 林野の火入に関する事。
- 四 森林火災保険に関する事。
- 五 造林に関する事。
- 六 県有林及び分收造林に関する事。
- 七 林業技術普及に関する事。
- 八 森林病虫害防除に関する事。
- 九 林業種、苗に関する事。
- 十 林野の保護及び取締に関する事。

施 設 係

- 一 林産物搬出施設に関する事。
- 二 山地治山施設に関する事。
- 三 防災林造成に関する事。
- 四 水源林造成に関する事。
- 五 保安林及び保安施設地区に関する事。

附 則

この訓令は、昭和三十一年五月一日から適用する。

鳥取県訓令第十号

地 方 事 務 所

鳥取県地方事務所処務規程(昭和二十八年五月鳥取県訓)

令第八号)は廃止する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

告 示

鳥取県告示第百八十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

肥 料 の 名 称

保証成分量(パーセント)
窒素全量 一 磷酸全量 一 加量全量

生 産 業 者
氏 名 一 住 所

二二八号 中山水稻配合一号
二三〇号 長瀬水稻配合

八・〇 一〇・〇 八・〇
九・〇 七・〇 一一・〇

下中山農業協同組合 東伯郡中山村字下
組合長理事 前野茂樹 甲二九〇
長瀬農業協同組合 〆羽合町長瀬一一
組合長理事 清水利二 五九

二三二二 上北条水稲配合一号 九・〇 七・〇 一一・〇

上北条農業協同組合 倉吉市大字井手畑
組合長理事 磯江義博 一三

鳥取県告示第百八十三号

港湾区域の定めのない左記港湾の予定する水域を港湾法
(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の規定に
より次のとおり定めた。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

港 名	港 湾 区 域
小 浜 港	泊村大字石脇と同村大字小浜との境界線を 海岸線の交わる点から北に引いた線と尾後 ノ鼻の先端から西に引いた線及び陸岸によ り囲まれた海面
石 脇 港	防波堤の基部を中心として四百メートルの 半徑を有する円内の海面
逢 束 港	防波堤の基部を中心として六百メートルの 半徑を有する円内の海面
逢 坂 港	清水川河口を中心として五百メートルの半 徑を有する円内の海面

豊 成 港

防波堤の基部を中心として五百メートルの
半徑を有する円内の海面

中 浜 港

南防波堤の基部を中心として北側は四百メ
ートルの半徑を有する円弧に交わる陸岸地
点、南側は千メートルの半徑を有する円弧
に交わる陸岸地点よりそれぞれ西に引いた
線と島根県と鳥取県の境界線及び陸岸によ
り囲まれた海面

鳥取県告示第百八十五号

次のように気腫そ及び馬の流行性脳炎予防注射を実施す
るから家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六
号)第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予防注
射をうけることを命ずる。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 気腫そ及び馬の流行性脳炎予防のため
二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

気腫そ、予防注射 牛

馬の流行性脳炎予防注射 馬

但し生後三箇月以内及び分娩前後一箇月
以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

気腫そ、予防注射 気腫そ、予防液皮下注射

流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮
下注射

別 表

気腫そ、予 防 注 射	実 施 区 域	実 施 場 所
五月十五日	東伯郡旧上小鴨村	同上
" 十六日	旧長瀬村	"
" 十八日	旧上井町	"
" 十九日	旧倉吉町	"
" 十九日	旧小鴨村	"
" 十九日	旧上北条村	"

一 次	二 次	三 次	実 施 区 域	実 施 場 所
五月十四日	五月二十三日		西伯郡逢坂村	同上
" 十五日	" 二十四日		名和町	"
" 十六日	" 二十五日		(旧光徳村)	"
" 十七日	" 二十六日		(旧名和村)	"
" 十八日	" 二十八日		(旧庄内村)	"
" 十九日	" 二十九日		(旧高麗村)	"
" 二十一日	" 三十日		(旧所子村)	"
" 二十二日	" 三十一日		(旧大山村)	"
" 二十二日	" 三十一日		(旧淀江町)	"
" 二十二日	" 三十一日		(旧宇田川村)	"

鳥取県告示第百八十六号

次のように炭素予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 炭素予防のため
別表

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛、馬 但し生後三箇月以内、及び分娩前後一箇月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法 炭素第二予防液皮内注射

実施月日	実施区域	実施場所	実施区域	実施場所
五月十七日	西伯郡淀江町（旧大和村）	同上	西伯郡日吉津村	同上
" 十八日	"	"	"	"
" 十九日	米子市のうち（旧巖村）	"	春日村	"
" 二十一日	"	"	"	"
" 二十二日	西伯郡大高村	"	県村	"
" 二十三日	"	"	"	"

鳥取県告示第百八十七号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により次の者についての使用料の額は無料とし、昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条及び第十四条の規定により行う健康診断及び予防接種を結核

" 二十四日	岸本町（旧大幡村）	"	岸本町（旧幡郷村）	"
" 二十五日	"	"	"	"
" 二十八日	"	"	"	"
" 二十九日	会見町（旧賀野村）	"	会見町（旧手間村）	"
" 三十日	"	"	"	"
" 三十一日	米子市（旧尚徳村）	"	米子市（旧五千石村）	"
六月一日	"	"	"	"

患者と同居している者で保健所の発行する「保健カード」により受ける者

鳥取県告示第百八十八号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴い昭和三十一年度第二次募集について次のとおり定める。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 募集期間 昭和三十一年五月十日から六月十五日ま

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第
三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出され
た政党、協会その他の団体又はその支部の昭和三十一年
四月四日執行の参議院地方選出議員補欠選挙に關しな
した收支に關する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

二 募集年令 昭和六年九月二日から昭和十三年九月一

日までの間に生れた男子（昭和三十一年九月一日現在満十八才以上二十五才未満の者）

三 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

四 試験期日 七月六日から七月二十日までのいすれか

一

五 試驗場所 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所

なお試験の日時及び試験場は試験期日前に志願者に通知する。

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

昭和三十一年三月 四日から
昭和三十一年四月十八日まで
(参議院地方選出議員補欠選挙)

三、報告書の要旨

団体名	収入及び 寄附の総額			一件千円 以上の寄附			一件五百 円以上の 寄附			支出の総額			一件千円 以上の支 出			一件五百 円以上の 支出			報告書受 理年月日
	件数	総額	円	件数	総額	円	件数	総額	円	件数	総額	円	件数	総額	円	件数	総額	円	
機関車政治連盟米子支部	1	11,000	円	1	11,000	円	1	1	1	1	11,000	五	11,350	円	1	1	1	円昭和三十一年四月二三日	
自治村婦人会連絡協議会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、一七	
自治労協政治連盟鳥取県支部	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二四	
自由民主党鳥取県支部連合会	1	30,140		1	1		1	1	1	1	30,140	四	32,940	円	1	1	1	四、一九	
全日本自由労働組合鳥取県支部鳥取分会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二〇	
鳥取県自由党青年部西部地区支部	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、一二	
鳥取県青年婦人会議	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二四	
鳥取県西部地区青年団協議会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、一九	
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二四	
直道会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、一九	
日本社会党（右派）鳥取県支部連合会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二四	
日本社会党鳥取支部	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、二四	
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	1	11,000	円	1	11,000	円	1	1	1	1	11,000	三	11,350	円	1	1	1	四、一九	
日本共産党伯西地区委員会	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	四、一二	

三等級									
十	十一	十一	九	六	五	四	三	二	
八	八	九	六	五	四	三	二	一	
一 知事の事務部局	一 知事の事務部局	二 議会の事務部局	一 知事の事務部局	六 選挙管理委員会の事務部局	五 人事委員会の事務部局	四 労働委員会の事務部局	三 監査委員の事務部局	二 教育委員会の事務部局	
(二) (ハ) (ロ) (イ)	(ト) (ハ) (ニ) (ハ) (ロ) (イ)	(イ)	(ハ) (ロ) (イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(二) (ハ) (ロ) (イ)	
本庁の係長 の等級及び職務の級について特に定めのない解又は出先の長のうち、知事が直接任命した者 係長又は主任のうちに、知事が直接任命した者 肥料検査室長	農業専門技術員 農産物検査所長 経営講習農場長 県税事務所の課長 本庁の課長補佐 自治研修所次長 養老院長	課長	鳥取公共職業補導所長 農業講習所長 積善学園長	事務局長	事務局次長	事務局長	事務局長	課長 教育研究所長 鳥取及び米子図書館長 科学博物館長	

正する。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三 職務の級別区分表

一 一般級別区分表

正する。		別表第十三を次のように改める。		別表第十三 職務の級別区分表		一 一般級別区分表	
職級の区分	最高	最低	部	局	職級の区分欄の等級に含まれる職務		
	最高	最低					
一等級	十四	十二	一 知事の事務部局		(イ) 部長及び知事公室長 (ロ) 東京及び大阪事務所長		
二等級	十二	十	一 知事の事務部局		(ハ) 中央病院事務長(ロ)部の次長 (ニ) 本庁の課長 (ホ) 東京及び大阪事務所次長 (ヘ) 試験場長 (ト) 衛生研究所長 (チ) 種畜場長 (リ) 県税、山林、耕地、福祉及び労務管理事務所長 (ル) 土木出張所長 (レ) 中央児童相談所長 (ヲ) 農業専門技術員室長 (ワ) 農林検査所長 (カ) 自治研修所長 (キ) 保育専門学院長 (ク) 知事公室主査		

職級の区分	級別区分		部局	職級の区分欄の等級に含まれる職
	最高	最低		
醫師一等級	十四	十三	一 知事の事務部局	(イ) 中央病院の院長
醫師二等級	十四	十二	一 知事の事務部局	(イ) 中央病院の副院長
醫師三等級	十三	十	一 知事の事務部局	(イ) 中央病院の医長及び保健所長
醫師四等級	十二	六	一 知事の事務部局 二 教育委員会の事務部局	(イ) 職務の級について特に定めのない医師及び歯科医師
教育一等級	十二	八	一 教育委員会の事務部局	(イ) 体育保健課保健係の医師 (イ) 高校教育課及び義務教育課の指導係長、主査及び人事係長 (ハ) 社会教育課指導係長 (ニ) 体育保健課指導係長

五等級	四等級								
八	九	十	十一						
四	五	五	五						
一 各部局	一 各部局	一 各部局	一 知事の事務部局 二 警察本部	六 人事委員会の事務部局	五 労働委員会の事務部局	四 監査委員の事務部局	三 教育委員会の事務部局	二 議会の事務部局	
(イ) 保健婦、助産婦、栄養士、教母及び保母のうち吏員以外の者	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない事務吏員（教育職員等特別資格基準表の適用を受ける者を除く。）但し、警察に勤務する係長のうち四名及び学校に勤務する事務職員のうち五名は職務の級を十級とすることができる。	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない技術吏員	(イ) 逮捕術指導員	(イ) 試験研究機関の研究員	(イ) 係長	(イ) 課長	(イ) 次長及び係長	(イ) 係長 (ロ) 図書館の分館長	(イ) 図書室長
									(ト)(ハ)(ニ) 分室主任 船長 久松閣管理者

教育
二等級

十二

七

一 教育委員会の事務部局

(一)(二)(三)(四)

高校教育課及び義務教育課の人事係主事
指導主事及び社会教育主事
体育保健課の指導係主事
教育研究所の研究員

註 警察官及び教育職員等の級別区分は、当該職員に対して適用する級別資格基準表に定めるところによるものと
する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、教育委員会の事務部局に関する改正規定は、昭和三十一年四月一日からその他の改正規定は、昭和三十一年五月一日から適用する。

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり施行する。

昭和三十一年五月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日 時 昭和三十一年五月二十七日午前九時〇分
場 所 鳥取保健所

(2) 実地試験

日 時 昭和三十一年五月二十七日午後一時〇分
場 所 鳥取市藪片原二丁目 青木クリーニング店

二 受験資格

旧国民学校令による国民学校の高等科を終了した者。
旧中等学校令による中等学校の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の

学力があると認められる者。学校教育法第四十七条に規定する者。

三 出願期日

昭和三十一年五月二十一日（月曜日）までに受験願書（別記様式）に次の書類を添えて所轄の保健所に提出すること。

四 提出書類

(1) 受験願書（二枚）

(2) 履歴書（二枚）

(3) 第二項に掲げる資格を有することの証明書

(4) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(5) 写真（手札形で出願前六ヶ月以内に正面で撮影したもので裏面に氏名、生年月日を記入すること。）

(6) 受験手数料五百円（鳥取県収入証紙で受験願書に添付すること。）

五 その他

(1) 実地試験用としてワイシャツ一枚を各自携帯する

こと。

(2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能にならないよう住所（誰々方まで記入する。）氏名を願書に明記すること。

（別記様式）

クリーニング師受験願書

本籍地

現住所

氏

名

生 年 月 日

私は今回施行せられるクリーニング師試験を受験したいから関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

右 氏

名 印

鳥取県知事 遠藤 茂殿